

答申の概要（条例第2条第1項該当性の有無）〔令3-職1〕

第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動（以下「本件表現活動」という。）は、当該内容を特定することができないことから、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する表現活動が行われたか否かを判断することができない。

記

令和3年7月に大阪市内にある施設（以下「本件施設」という。）において、展覧会（以下「本件展覧会」という。）を開催し、複数の作品を展示したとされる行為

第2 結論に至った理由

1 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるため、条例第5条第2項に規定する申出に係る申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

条例第9条第2項では、表現活動を行ったものについても書面により意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件表現活動は、下記2に記載のとおり、ヘイトスピーチに該当する表現活動が行われたか否かを判断することができないことから、同項の規定による措置及び公表の対象と成り得ないと考えられる。したがって、本件表現活動を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）については、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与

することは、かえって、本件表現活動者に対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に本件表現活動者が応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、本件表現活動者については、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

2 本件表現活動の条例第2条第1項該当性について

(1) 本件表現活動の概観

本件表現活動は、本件展覧会のチラシ等から判断すると、本件施設内で複数の作品を展示するものであり、有料で入場料を支払った者が鑑賞するというものであった。

(2) 条例第2条第1項該当性について

当審査会が確認したところ、本件展覧会のチラシ等及び本件展覧会と関連があるチラシ等を掲載したインターネット上のウェブページからは、展示が予定されている作品名及び作家名等の記載並びに本件展覧会以外の場で展示されたと思しき作品の一部分の写真を確認することができるが、それらの作品の全貌やそれらの作品が本件展覧会において実際に展示されていたのか、また、展示されていた場合に、どのようなレイアウトで展示され、どのような説明文・解説が添えられていたかなど、本件表現活動の具体的内容を確認することができない。

(3) 小括

したがって、本件表現活動は、その具体的内容を特定することができないことから、ヘイトスピーチに該当する表現活動が行われたか否かを判断することができない。

3 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和3年度 令3-職1

年 月 日	経 過
令和 3年 8月 23日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 3年 8月 23日	調査審議（論点整理）
令和 7年 6月 6日	調査審議（論点整理）
令和 7年 8月 4日	調査審議（論点整理）
令和 7年 8月 29日	調査審議（答申案）
令和 7年 10月 31日	調査審議（答申案）
令和 7年 11月 10日	答申（条例第2条第1項該当性の有無）